

さいたま市市税等 口座振替(自動払込)取扱要綱

さいたま市

出納室出納課

令和6年3月発行

さいたま市市税等口座振替（自動払込）取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令第155条及びさいたま市会計規則（平成13年規則第61号。以下「規則」という。）第28条の規定に基づき、口座振替（ゆうちょ銀行における自動払込を含む。以下同じ。）の方法による歳入の納付に関する事務処理について必要な事項を定める。

（対象科目）

第2条 口座振替の対象科目は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
- (2) 法人市民税 ※自動払込を除く
- (3) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- (4) 固定資産税（償却資産）
- (5) 軽自動車税（種別割）
- (6) 特別土地保有税 ※自動払込を除く
- (7) 事業所税 ※自動払込を除く
- (8) 市民税・県民税・森林環境税（特別徴収） ※自動払込を除く
- (9) 国民健康保険税
- (10) 介護保険料
- (11) 下水道事業受益者負担金
- (12) 水洗便所改造資金貸付金償還金
- (13) 保育料
- (14) 放課後児童クラブ指導料
- (15) 市営住宅等使用料
- (16) 市営住宅等駐車場使用料
- (17) 高等学校入学料（中等教育学校進級料） ※自動払込を除く
- (18) 高等学校授業料（中等教育学校授業料） ※自動払込を除く
- (19) 高等学校諸会費 ※自動払込を除く
- (20) し尿収集運搬手数料
- (21) 育英資金返還金（入学準備金・奨学金）
- (22) 心身障害者扶養共済掛金 ※自動払込を除く
- (23) 母子父子寡婦福祉資金貸付金（償還金・違約金） ※自動払込を除く
- (24) 後期高齢者医療保険料

- (25) 市営霊園管理料（墓地管理料）
- (26) 学校給食費
- (27) 日本スポーツ振興センター保護者負担金

2 前項各号に掲げるもののうち、第2号、第6号、第7号及び第8号について
は、分割納税のみ行うものとする。

（対象者）

第3条 口座振替により公金を納付することができる者は、さいたま市（以下「市」という。）の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、下水道事業総括出納取扱金融機関、下水道事業出納取扱金融機関及び下水道事業収納取扱金融機関（以下「金融機関」という。）に預貯金口座を有する者で、当該金融機関に口座振替の方法による納付について依頼し、承認を受けた者（以下「納付者」という。）とする。

（指定預貯金口座）

第4条 口座振替することができる口座は、納付者が指定した本人名義の普通（通常）預貯金、当座預貯金又は納税準備預貯金とする。ただし、本人名義以外の口座であっても、預貯金名義人の承諾があればこの限りでない。

2 納税準備預貯金口座における口座振替については第2条第1号から第9号までの科目を対象とする。

（依頼・申込手続）

第5条 口座振替を希望する者は、市が定めるさいたま市口座振替依頼書・自動払込利用申込書（金融機関保管用）及びさいたま市口座振替申込書・自動払込受付通知書（市保管用）を指定する金融機関へ提出しなければならない。

2 市は、前項に規定する書類を受領したときは、金融機関へ送付するものとする。

3 口座振替の依頼を受けた金融機関は、内容を調査のうえ適当と認めたときは、前2項の規定により提出されたさいたま市口座振替申込書・自動払込受付通知書（市保管用）を市へ送付するものとする。ただし、第2条第17号から第19号までに規定する対象科目（以下「高等学校授業料等」という。）については、当該さいたま市口座振替申込書（市保管用）を納付者に返却し、当該納付者は学校長を通じ、教育委員会に提出するものとする。

第5条の2 前条の規定にかかわらず、第2条第1号、第3号、第4号、第5号、第9号及び第24号に規定する対象科目について口座振替を希望する納付者は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構が定める収納機関規約（地方公共団体

編)、サービス仕様書等に規定する口座振替受付サービス(収納機関受付方式)を利用した口座振替申込を行うことができる。

2 前項のマルチペイメントネットワークサービスを利用した口座振替申込に関する必要な事項は、別に定める。

第5条の3 前2条の規定に関わらず、第2条第1号、第3号から第5号まで、第9号から第16号まで及び第20号から第27号までに規定する対象科目について口座振替を希望する者は、市が別に契約した金融機関に限り、口座振替の利用申込みに係る受付から承諾までをインターネットを経由し完了させるサービス(以下「Web口座振替受付サービス」という。)を利用した口座振替申込を行うことができる。

2 前項の場合において、口座振替を希望する者は、インターネットを経由して指定する金融機関に申し込まなければならない。

3 口座振替の依頼を受けた金融機関は、承諾の可否、口座番号その他の必要な情報を市へ送信するものとする。

(口座振替開始時期)

第6条 口座振替の開始時期は、次の各号による。

- (1) 第5条に定める方法 別表1
- (2) 第5条の2に定める方法 別表2
- (3) 第5条の3に定める方法 別表3

(口座振替方法)

第7条 口座振替の方法は、データ伝送及び納付書による振替とする。

(口座振替日)

第8条 口座振替を行う日(以下「振替日」という。)は、各科目の納期の最終日とする。ただし、次条に規定する方法による振替については、この限りでない。(納付書の送付による納付通知等)

第9条 市は、口座振替をする科目の納付書を振替日の4営業日前までに、さいたま市口座振替納付書送付通知書(様式第1号又は様式第1号の2)を添えて金融機関へ送付する。

(データ伝送による納付通知等)

第10条 市は、第7条の規定のうち、データ伝送による振替を行うときは、毎月口座振替をする科目をまとめた口座振替請求データを振替日の原則として5営業日前までに、市が指定する委託業者を介して金融機関へ送付するものとする。

2 金融機関は、送付された口座振替請求データの内容を変更してはならない。た

だし、市から口座振替停止依頼書（様式第2号。以下「停止依頼書」という。）により口座振替の停止依頼があったときは、この限りでない。

（口座振替停止依頼）

第11条 市は、金融機関に口座振替請求データを送付した後に口座振替の停止依頼をするときは、停止依頼書を金融機関へ送付するものとする。ただし、緊急の場合は、振替の停止を電話等により依頼した後、停止依頼書を送付することができる。

（領収書の送付）

第12条 金融機関は、データ伝送による口座振替を行ったときは、領収書を省略する事ができる。ただし、納付書による口座振替を行ったときは、振替後に領収書を納付者へ送付しなければならない。

（口座振替不能分の取扱い）

第13条 金融機関は、預貯金不足等の事由により振替不能が生じたときは、次とおり取扱うものとする。

(1) 納付書による場合

金融機関は、さいたま市口座振替結果連絡票（様式第3号又は様式第3号の2）に不能理由を記載し、当該納付書を添えて振替日後3営業日以内に市へ送付しなければならない。

(2) データ伝送による場合

金融機関は、口座振替結果データに不能理由を記載し、返戻日に市が指定する委託業者が事前に取り決めた方法によりデータ取得可能な状態にしなければならない。

（口座振替取消手続）

第14条 納付者が口座振替契約の取消をしようとするときは、市が定めるさいたま市口座振替取消届・自動払込廃止届（金融機関保管用）及びさいたま市口座振替取消届・自動払込廃止届（市保管用）を金融機関へ提出しなければならない。

2 市は、前項に規定する書類を受領したときは、金融機関へ送付するものとする。

3 金融機関は、前2項の規定により届出があったときは、内容を調査のうえ速やかに当該さいたま市口座振替取消届・自動払込廃止届（市保管用）を市へ送付しなければならない。ただし、高等学校授業料等については、当該さいたま市口座振替取消届（市保管用）を納付者に返却し、当該納付者は学校長を通じ、教育委員会へ提出するものとする。

(口座振替結果データの送付等)

第15条 金融機関は、納付書による口座振替の事務処理を終了したときは、振替日から3営業日以内に納付済通知書を市へ送付しなければならない。

2 金融機関は、データ伝送による口座振替の事務処理を終了したときは、市が指定する委託業者が事前に取り決めた方法により取得可能な状態にしなければならない。

(口座振替手数料の請求)

第16条 金融機関は、市が指定する日までに前年度分の口座振替手数料及び郵送料を口座振替手数料請求書（様式第4号）により、市へ請求するものとする。ただし、ゆうちょ銀行にあっては毎月分をとりまとめ、原則翌月20日までに市へ請求するものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表1（第6条第1号関係）

科目	口座振替開始日
市民税・県民税・森林環境税（普通徴収） 法人市民税 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） 固定資産税（償却資産） 軽自動車税（種別割） 特別土地保有税 事業所税 市民税・県民税・森林環境税（特別徴収） 国民健康保険税 介護保険料 下水道受益者負担金 水洗便所改造資金貸付金償還金 保育料 放課後児童クラブ指導料 市営住宅等使用料 市営住宅等駐車場使用料 し尿収集運搬手数料 育英資金返還金（入学準備金・奨学金） 心身障害者扶養共済掛金 母子父子寡婦福祉資金貸付金（償還金・違約金） 後期高齢者医療保険料 学校給食費 日本スポーツ振興センター保護者負担金	(1) 金融機関で受付をした日が当該月の15日以前にあっては、翌月末日以降に到来する納期 (2) 金融機関で受付をした日が当該月の16日以後にあっては、翌々月末日以降に到来する納期
高等学校入学科 高等学校授業料 高等学校諸会費	金融機関で受付をした日の翌月末日以降に到来する納期
市営霊園管理料（墓地管理料）	(1) 金融機関で受付をした日が6月1日から翌年2月末日までにあっては、当該受付日の属する年度の翌年度5月末日以降に到来する納期 (2) 金融機関で受付をした日が3月1日から5月末日までにあっては、翌々年5月末日以降に到来する納期

別表2（第6条第2号関係）

科目	口座振替開始日
市民税・県民税・森林環境税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） 固定資産税（償却資産） 軽自動車税（種別割） 国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	(1) 金融機関で受付をした日が当該月の10日以前にあっては、当月末日以降に到来する納期 (2) 金融機関で受付をした日が当該月の11日以後にあっては、翌月末日以降に到来する納期

別表3（第6条第3号関係）

科目	口座振替開始日
市民税・県民税・森林環境税（普通徴収） 固定資産税・都市計画税（土地・家屋） 固定資産税（償却資産） 軽自動車税（種別割） 国民健康保険税	(1) 金融機関で受付をした日が当該月の10日以前にあっては、当月末日以降に到来する納期 (2) 金融機関で受付をした日が当該月の11日以後にあっては、翌月末日以降に到来する納期
介護保険料 下水道受益者負担金 水洗便所改造資金貸付金償還金 心身障害者扶養共済掛金 母子父子寡婦福祉資金貸付金（償還金・違約金） 後期高齢者医療保険料 学校給食費 日本スポーツ振興センター保護者負担金	(1) 金融機関で受付をした日が当該月の5日以前にあっては、当月末日以降に到来する納期 (2) 金融機関で受付をした日が当該月の6日以後にあっては、翌月末日以降に到来する納期
保育料 放課後児童クラブ指導料	金融機関で受付をした日の翌月末日以降に到来する納期
市営住宅等使用料 市営住宅等駐車場使用料	(1) 金融機関で受付をした日が当該月の10日以前にあっては、当月末日以降に到来する納期 (2) 金融機関で受付をした日が当該月の11日以後にあっては、翌月末日以降に到来する納期
し尿収集運搬手数料	(1) 金融機関で受付をした日が当該月の15日以前にあっては、翌月末日以降に到来する納期 (2) 金融機関で受付をした日が当該月の16日以後にあっては、翌々月末日以降に到来する納期
育英資金返還金（入学準備金・奨学金）	(1) 金融機関で受付をした日が当該月の7日以前にあっては、当月末日以降に到来する納期 (2) 金融機関で受付をした日が当該月の8日以後にあっては、翌月末日以降に到来する納期
市営霊園管理料（墓地管理料）	(1) 金融機関で受付をした日が6月1日から翌年3月30日までにあっては、当該受付日の属する年度の翌年度5月末日以降に到来する納期 (2) 金融機関で受付をした日が3月1日から5月末日までにあっては、翌々年5月末日以降に到来する納期

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

ただし、別表1（第6条第1号関係）及び別表3（第6条第3号関係）に掲げる学校給食費及び日本スポーツ振興センター保護者負担金については、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前において、第5条から第5条の3までの規定により、「市民税・県民税（個人の普通徴収分）」及び「市民税・県民税（特別徴収分）」の口座振替を依頼したものについては、それぞれ「市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）」及び「市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）」を依頼したものとみなす。

さいたま市口座振替納付書送付通知書

年度

金融機関所住

名 關 機 機 金 住 所

年 月 日 印
年 月 日 氏名
年 月 日 印
さいたま市長

お問い合わせ先

（金融機関保管用）

さいたま市_____口座振替納付書送付通知書

取扱金融機関

年 月 日

様

さいたま市長

下記の指定口座より、添付した
納付書で振替してください。

お問合せ先

納税者氏名

金融機関コード	口座番号	口座名義人

振替日	年 月 日	納付書送付枚数	税額
		枚	円

口座振替停止依頼書					
取扱金融機関 様	振替日 年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	年 <u> </u> 月 <u> </u> 日	さいたま市長 市立浦和高等学校長・市立浦和高等学校校長 市立大宮北高等学校校長		
下記のものについて、預貯金口座による振替納付を停止くださるようお願いします。					
金融機関コード 税(科)目	預貯金科目 年度	口座番号 期別	口座名義人 整理番号等	振替額	備考(所管) 納税(付)義務者
金融機関コード 税(科)目	預貯金科目 年度	口座番号 期別	口座名義人 整理番号等	振替額	備考(所管) 納税(付)義務者
金融機関コード 税(科)目	預貯金科目 年度	口座番号 期別	口座名義人 整理番号等	振替額	備考(所管) 納税(付)義務者

さいたま市口座振替結果連絡票

住 所

卷之三

H
I
T

振替不能分は、当該納付書を切り離さず、結果連絡票の不能理由欄に理由を明記して返送してください。また送付通知書の該当者不能理由欄にも理由を明記してください。

様
さいたま市会計管理者

上記の通り領収しましたので通知

さいました市公金収納取扱店
にしました。

区分	送付納付書		振替納付不能分		振替分	
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
小計						
合計						

さいたま市_____口座振替結果連絡票			
取扱金融機関	(金融機関→ 年月日 課)		
さいたま市長 下記のとおり報告します。 本票返送先			
納税者氏名			
金融機関コード	口座番号	口座名義人	
振替日	年月日	納付書送付枚数	税額
不能理由	1. 残高不足 該当する番号に ○印を記入して ください。	振替額	円
	2. 口座解約 3. その他	不能額	円

書請請求數字替換振座口

様長市またいたさい

名機閥融金

日 月 年

印本・支店長名

年 度 分 口 座 振 替 手 数 料 等 を 次 の と おり 請 求 し ま す。
な お 、こ の 支 払 金 は 当 店 あ て 口 座 振 込 に よ り 支 払 く だ さ い。

一般分(納付書による口座振替)
データ伝送分